

# 就労系障害福祉サービス事業所向け アセスメント取扱いマニュアル

平成27年2月（第1版）

平成27年3月（第2版）

本マニュアルに記載された取扱いは、京都市が支給決定を行う方に対する取扱いです。他市町村が支給決定を行う利用者に関しては、当該市町村の取扱いを必ず御確認いただきますようお願いいたします。

## 目 次

1	就労継続支援B型の利用について	P1
	(1) 就労継続支援B型の利用に係る経過措置について	
	(2) 平成27年3月31日までに就労継続支援B型を新規で利用する場合	
	(3) 平成27年4月1日以降に就労継続支援B型を新規で利用する場合	
2	平成27年4月以降のアセスメント実施体制について	P3
3	利用者別のアセスメントの取扱いについて	P4
	(1) 平成27年度以降の支援学校等の卒業予定者	
	(2) 平成27年4月以降に就労継続支援B型事業所を利用される一般の方	
4	就労移行支援事業所での2次アセスメントを受けることができないと 思われる方への対応について	P4
	(1) 原則の対応	
	(2) 例外的な対応	
5	就労移行支援事業所での2次アセスメント免除者に係る事務の流れ	P5
6	就労継続支援B型を使う可能性がある支援学校在校生に係る主な事務の流れ	P6
7	就労継続支援B型の利用希望者（一般）に係る主な事務の流れ	P8
8	就労移行支援事業所一覧（平成27年2月1日時点）	P10
9	お問合わせ先等	P11

## 1 就労継続支援B型の利用について

### (1) 就労継続支援B型の利用に係る経過措置について

制度上、就労継続支援B型の対象者については、

- ①就労経験がある方で年齢や体力面で雇用されることが困難となった方
- ②就労移行支援を利用した結果、就労継続支援B型の利用が適当と判断された方
- ③年齢が50歳以上の方
- ④障害基礎年金1級を受給されている方

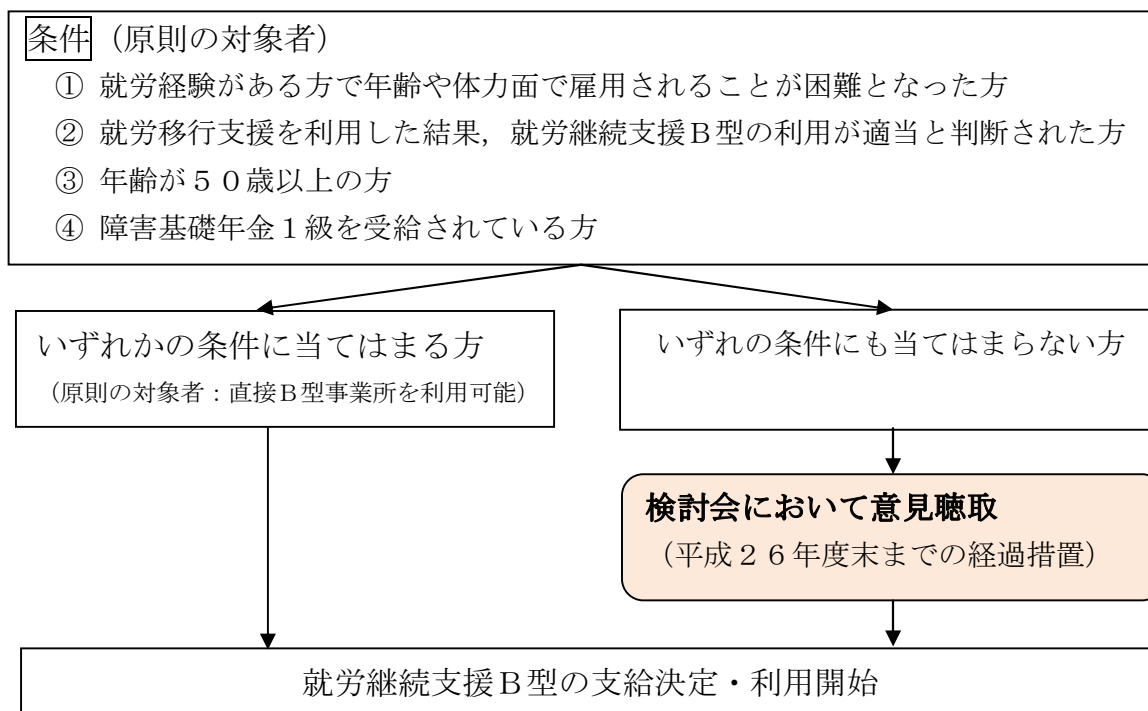
を原則（以下「原則の対象者」という。）としておりますが、本市においては、以下の表のとおり経過措置を適用することによって原則の対象者に該当しない方であっても、その必要性が認められる方に対しては、就労継続支援B型の支給決定を行って参りました。

しかしながら、平成27年4月1日以降は、経過措置が適用できなくなり、制度本来の取扱いとなるため、「原則の対象者」以外の方が就労継続支援B型を利用する際には、就労移行支援事業所において、一般就労が可能かどうかを見極めるアセスメントを受けていただく必要があります。

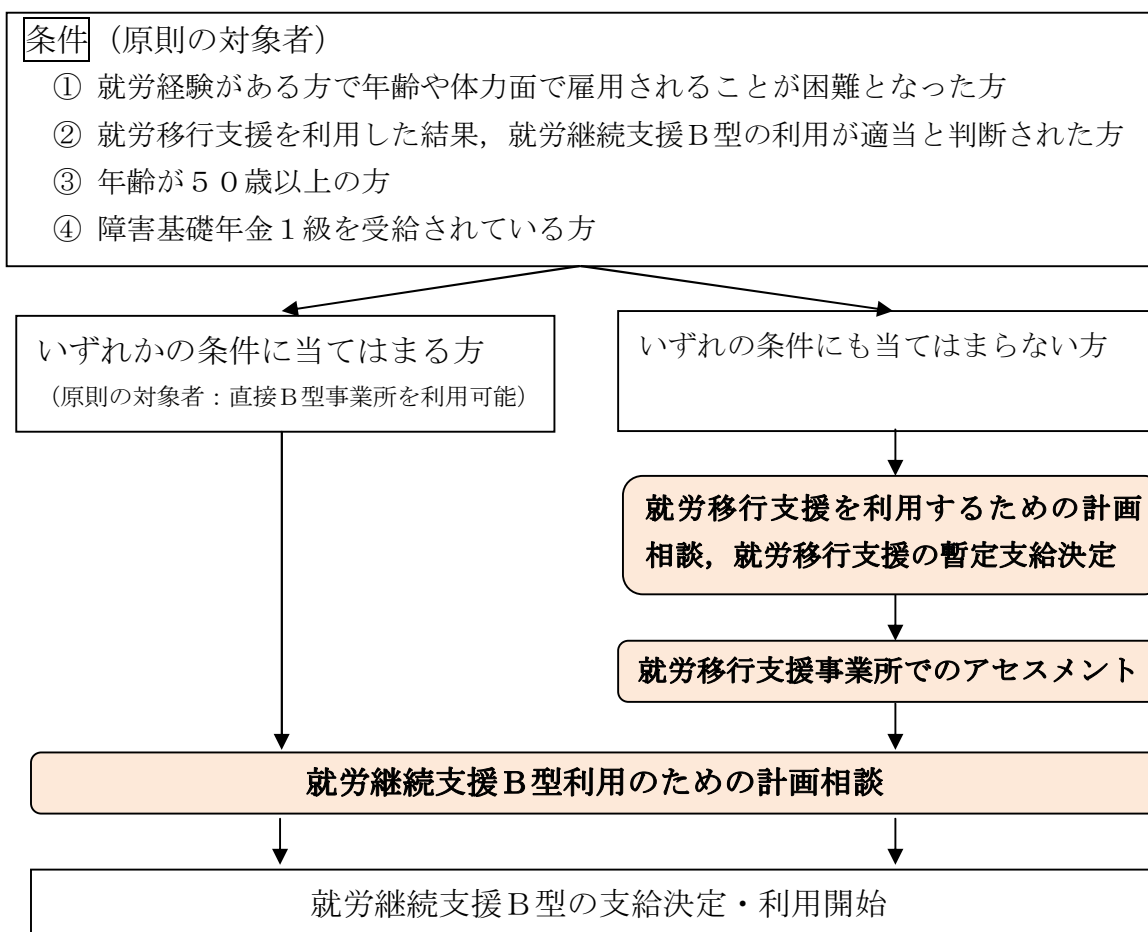
#### ○経過措置の適用状況

24 年 度 ま で	平成25年3月31日まで (以前の経過措置) 根拠：H24.3.21付け厚労省事務連絡	経過措置を適用し、本市が就労継続支援B型利用の必要性を認めた場合には、支給決定を行ってきた。(アセスメントなし)
25 年 度 ・ 26 年 度	平成25年4月1日～ 平成27年3月31日まで (現在の経過措置) 根拠：H25.3.29付け厚労省通知 根拠：H27.3.16付け厚労省事務連絡	本市の判断だけではなく、「就労継続支援B型の利用に係る検討会」において意見聴取を行ったうえで、本市が就労継続支援B型利用の必要性を認めた場合には、支給決定を行ってきた。 <u>(当該支給決定更新時には就労移行支援事業所でアセスメントを受ける必要があるとされていましたが、平成27年3月16日付けの厚労省事務連絡により、必ずしもアセスメントを受ける必要はない取扱いとされました。)</u>
27 年 度 以 降	<u>平成27年4月1日以降</u> 根拠：H25.4.4付け厚労省通知	本来のルールを適用するため、原則の対象者以外の方が就労継続支援B型を利用する際には、「就労移行支援事業所でのアセスメント」が原則必須となります。

## (2) 平成27年3月31日までに就労継続支援B型を新規で利用する場合



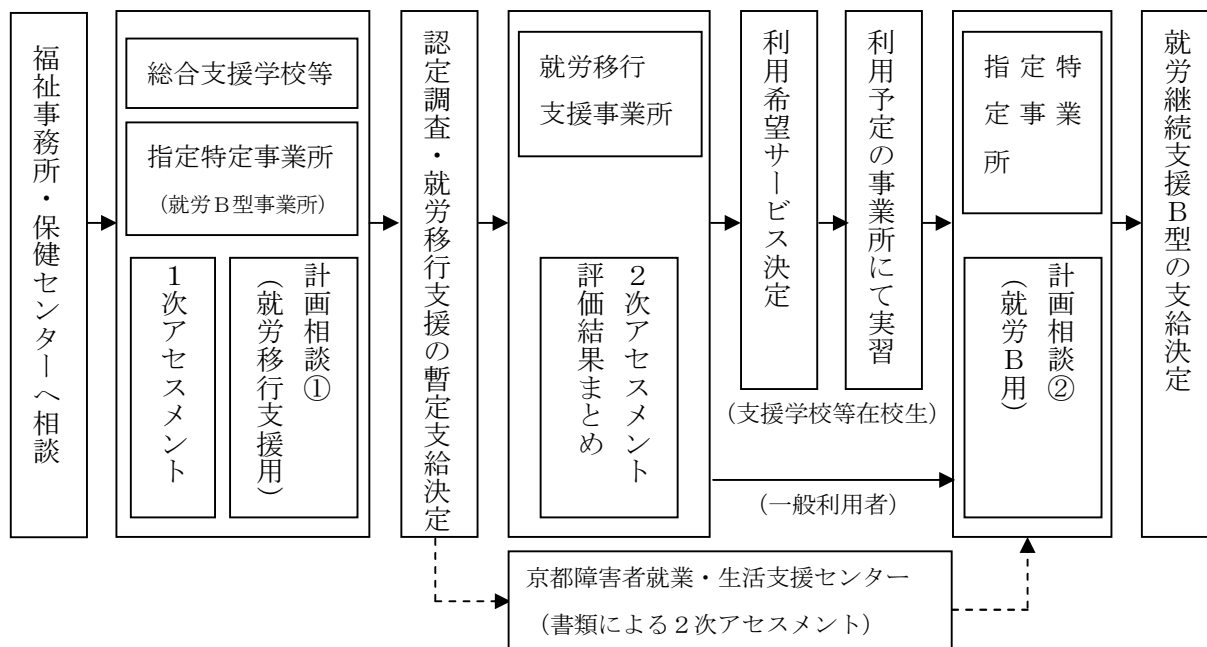
## (3) 平成27年4月1日以降に就労継続支援B型を新規で利用する場合



## 2 平成27年4月以降のアセスメント実施体制について

本市では、これまでから支援に携わってこられた方の評価を1次アセスメントと位置付け、就労移行支援事業所で行われる2次アセスメントにもその結果が参考とされるような体制を整えました。(支援者全体で共通の評価基準を用いて評価)

### ○アセスメント実施フロー図



### (アセスメントの実施者)

利用者	1次アセスメント実施者	2次アセスメント実施者
支援学校等在校生	支援学校等	就労移行支援事業所 (就労移行支援事業所での対応が不可の方についてのみ、京都障害者就業・生活支援センターへの協力を依頼する。)
一般 (原則の対象者以外)	指定特定相談支援事業所 (就労継続支援B型事業所)	

### (計画相談の種類)

利用者	計画相談① (就労移行支援暫定支給決定用)	計画相談② (就労継続支援B型支給決定用)
支援学校等在校生	セルフプランで対応	指定特定相談支援事業所がサービス等利用計画を作成
一般 (原則の対象者以外)		

### (就労移行支援事業所でのアセスメント実施基本期間と支給量等)

利用者	アセスメント実施基本期間	支給量と支給決定期間
支援学校等在校生	3日間	就労移行支援 5日/月：2箇月
一般 (原則の対象者以外)	3日間※	就労移行支援 5日/月：2箇月 (状況に応じて必要日数/月：2箇月)

※就労移行支援事業所がアセスメントを実施するにあたり、基本期間以上の日数が必要と判断する場合は、必要日数/月で支給決定を行います。

### 3 利用者別のアセスメントの取扱いについて

#### (1) 平成27年度以降の支援学校等の卒業予定者

⇒ 在学中に就労移行支援事業所等でアセスメントを受ける。

#### (2) 平成27年4月以降に就労継続支援B型事業所を利用される一般の方

⇒ 原則の対象者以外の方は、就労移行支援事業所等でアセスメントを受ける。

①就労経験あり ②就労移行利用歴あり ③50歳以上 ④障害基礎年金1級受給者

### 4 就労移行支援事業所での2次アセスメントを受けることができないと思われる方への対応について

平成27年4月以降、「原則の対象者」以外の方が就労継続支援B型事業所への通所を希望される場合には、事前に就労移行支援事業所においてアセスメントを受けていただく必要がありますが、対象者となる方の中には、その障害の特性や利用者の状態からアセスメントを受けること自体が適切ではないと思われる方も一定数存在するため、本市独自で定めた基準に該当する方については、就労移行支援事業所での2次アセスメントを免除し、代わりに京都障害者就業・生活支援センターが書類による2次アセスメントを実施するなど、障害のある方の意思や希望、人権等にも十分配慮した制度としました。

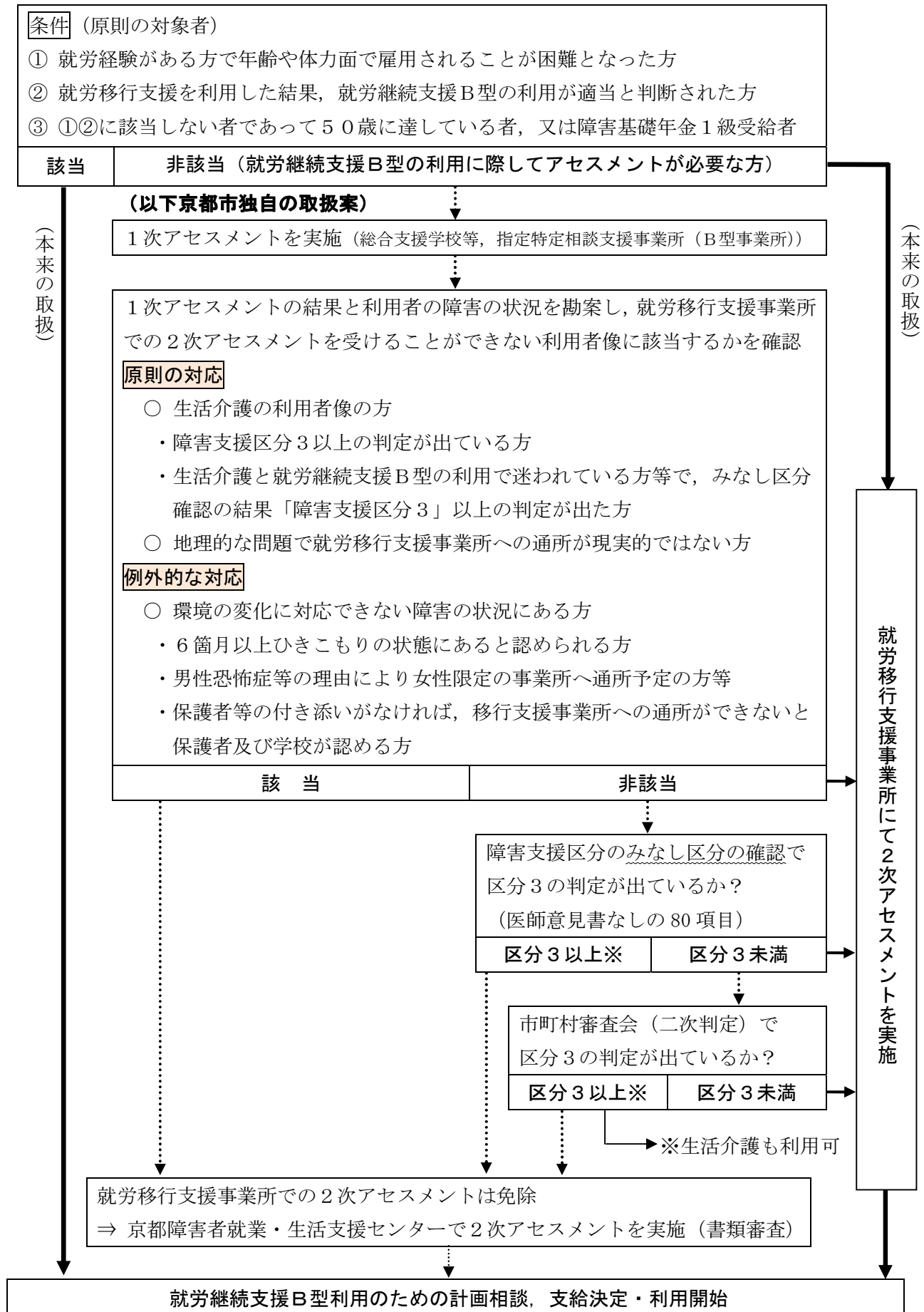
#### (1) 原則の対応

- 生活介護の利用者像の方
  - ・ 障害支援区分3以上の判定が出ている方
  - ・ 生活介護と就労継続支援B型の利用で迷われている方等で、みなし区分確認の結果「障害支援区分3」以上の判定が出た方
- 地理的な問題で就労移行支援事業所への通所が現実的ではない方

#### (2) 例外的な対応

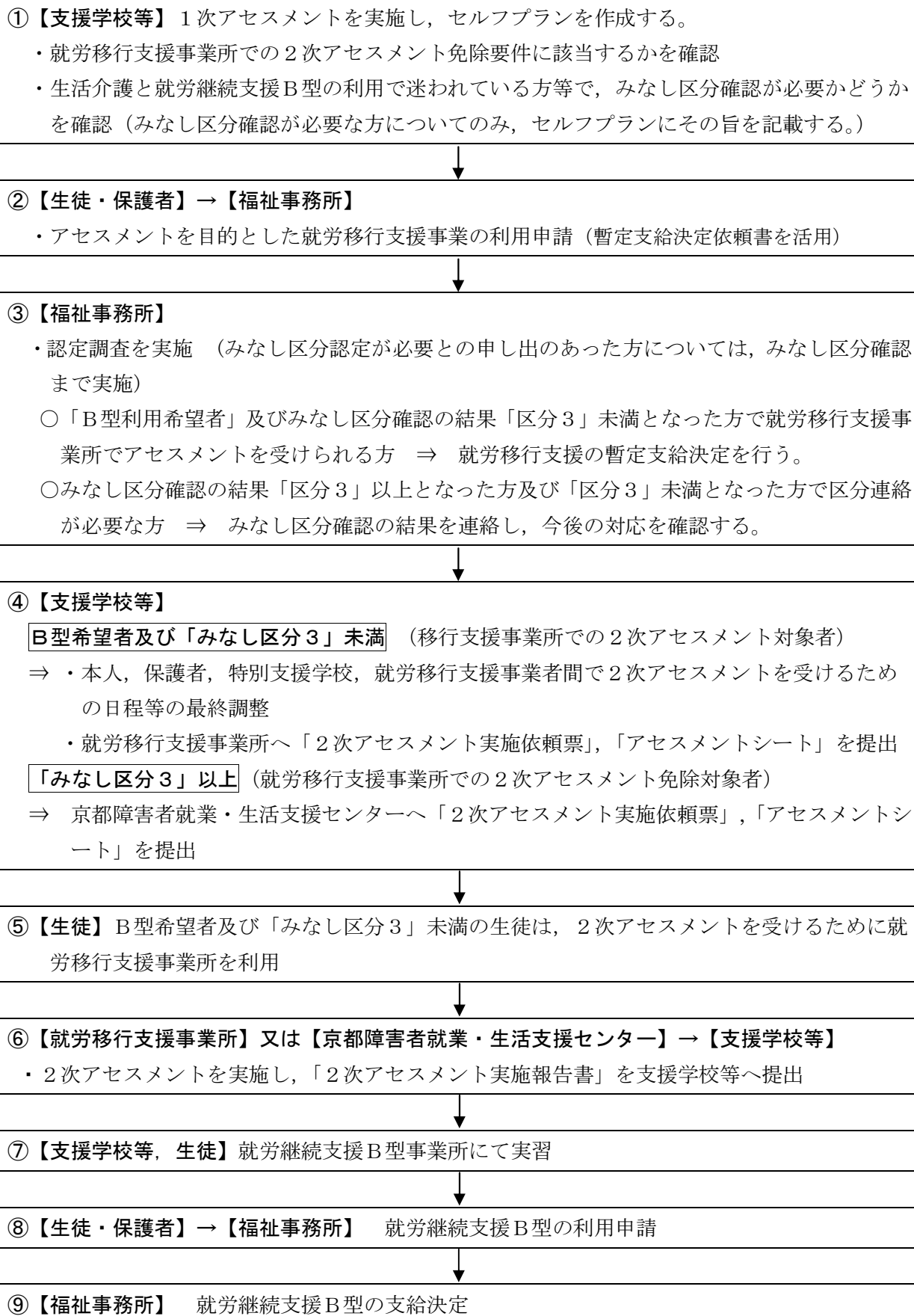
- 環境の変化に対応できない障害の状況にある方
  - ・ 6箇月以上ひきこもりの状態にあると認められる方
  - ・ 男性恐怖症等の理由により女性限定の事業所へ通所予定の方等
    - ⇒ アセスメントシートやセルフプランに記入された「障害の状況説明」と「客観的根拠や事例」で確認
  - ・ 保護者等の付き添いがなければ、移行支援事業所への通所ができないと保護者及び学校が認める方
    - ⇒ 保護者の同意+学校の判断で対応

## 5 就労移行支援事業所での2次アセスメント免除者に係る事務の流れ



就労継続支援B型利用のための計画相談, 支給決定・利用開始

## 6 就労継続支援B型を使う可能性がある支援学校在校生に係る主な事務の流れ





必要な作業・使用する様式		提出先
①	<p>【支援学校等】</p> <p>○1次アセスメントを実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・様式1-1 アセスメントシート（支援学校等在校生用）</li> </ul> <p>○セルフプランを作成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・様式4 セルフプラン用サービス等利用計画</li> <li>・様式5-1 暫定支給決定依頼書（支援学校等在校生用）</li> </ul>	—
②	<p>【生徒・保護者】</p> <p>○就労移行支援事業の利用申請</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通常の申請書類</li> <li>・①で作成した様式4, 様式5-1</li> </ul>	【福祉事務所】
③	(福祉事務所での事務内容であるため省略)	—
④	<p>【支援学校等】</p> <p>○2次アセスメントを受ける準備と調整</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・様式2-1 2次アセスメント実施依頼票（支援学校等在校生用）</li> <li>・様式1-1 アセスメントシート（支援学校等在校生用）</li> <li>・様式4 セルフプラン用サービス等利用計画の写し</li> <li>・その他 利用者（生徒）に対する指導状況が分かるもの</li> </ul>	<p>【移行支援事業所】</p> <p>又は</p> <p>【京都障害者就業・生活支援センター】</p>
⑤	(アセスメントを受けるために移行支援事業所を利用)	—
⑥	<p>【就労移行支援事業所】又は【京都障害者就業・生活支援センター】</p> <p>○2次アセスメントを実施し、アセスメント実施報告書を作成し返却</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・様式3-1又は3-2 2次アセスメント実施報告書</li> <li>・様式1-1 アセスメントシート（支援学校等在校生用）</li> </ul> <p>※アセスメントを受けるための利用であっても、暫定支給決定を行い、報酬対象となることから利用者の受け入れに際しては契約を結び、個別支援計画を立てたうえでアセスメントを実施していただきますようお願いいたします。</p>	【支援学校等】
⑦	(就労継続支援B型事業所にて実習)	—
⑧	<p>【生徒・保護者】</p> <p>○就労継続支援B型事業の利用申請</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通常の申請書類</li> <li>・様式3-1又は3-2 2次アセスメント実施報告書の写し</li> <li>・様式1-1 アセスメントシート（支援学校等在校生用）の写し</li> </ul>	【福祉事務所】
⑨	(福祉事務所での事務内容であるため省略)	—

## 7 就労継続支援B型の利用希望者（一般）に係る主な事務の流れ

### ①【指定特定相談支援事業所】又は【就労継続支援B型事業所】

1次アセスメントを実施し、セルフプランを作成する。

- ・就労移行支援事業所での2次アセスメント免除要件に該当するかを確認
- ・生活介護とB型の利用で迷われている方等で、みなし区分確認が必要かどうかを確認  
(みなし区分確認が必要な方についてのみ、セルフプランにその旨を記載する。)



### ②【利用者・保護者】→【福祉事務所・保健センター】

- ・アセスメントを目的とした就労移行支援事業の利用申請（暫定支給決定依頼書を活用）



### ③【福祉事務所・保健センター】

- ・認定調査を実施（みなし区分確認が必要との申し出のあった方については、みなし区分確認まで実施）
  - 「B型利用希望者」及びみなし区分確認の結果「区分3」未満となった方で就労移行支援事業所でアセスメントを受けられる方 ⇒ 就労移行支援の暫定支給決定を行う。
  - みなし区分確認の結果「区分3」以上となった方及び「区分3」未満となった方で区分連絡が必要な方 ⇒ みなし区分確認の結果を連絡し、今後の対応を確認する。



### ④【指定特定相談支援事業所】又は【就労継続支援B型事業所】

**B型希望者及び「みなし区分3」未満**（移行支援事業所での2次アセスメント対象者）

- ⇒ ・利用者、保護者、就労移行支援事業者間でアセスメントを受けるための日程等の最終調整
- ・就労移行支援事業所へ「2次アセスメント実施依頼票」、「アセスメントシート」を提出

**「みなし区分3」以上**（就労移行支援事業所での2次アセスメント免除対象者）

- ⇒ 京都障害者就業・生活支援センターへ「2次アセスメント実施依頼票」「アセスメントシート」を提出



### ⑤【本人】B型希望者及び「みなし区分3」未満の方は、2次アセスメントを受けるために就労移行支援事業所を利用



### ⑥【就労移行支援事業所】又は【京都障害者就業・生活支援センター】→【指定特定相談支援事業所】又は【就労継続支援B型事業所】

- ・2次アセスメントを実施し、「2次アセスメント実施報告書」を指定特定事業所、就労B型事業所へ提出



### ⑦【利用者・保護者】→【福祉事務所・保健センター】 就労継続支援B型の利用申請



### ⑧【福祉事務所・保健センター】 就労継続支援B型の支給決定手続きを進める。

必要な作業・使用する様式		提出先
①	<b>【指定特定相談支援事業所】又は【就労継続支援B型事業所】</b> ○1次アセスメントを実施 ・様式1-2 アセスメントシート（一般用） ○セルフプランを作成 ・様式4 セルフプラン用サービス等利用計画 ・様式5-2 暫定支給決定依頼書（一般用）	—
②	<b>【利用者・保護者】</b> ○就労移行支援事業の利用申請 ・通常の申請書類 ・①で作成した様式4, 様式5-2	<b>【福祉事務所】</b> 又は <b>【保健センター】</b>
③	(福祉事務所・保健センターでの事務内容であるため省略)	—
④	<b>【指定特定相談支援事業所】又は【就労継続支援B型事業所】</b> ○2次アセスメントを受ける準備と調整 ・様式2-2 2次アセスメント実施依頼票（一般用） ・様式1-2 アセスメントシート（一般用） ・様式4 セルフプラン用サービス等利用計画の写し ・その他 利用者の状況が分かるもの（参考書式：調査票）	<b>【移行支援事業所】</b> 又は <b>【京都障害者就業・生活支援センター】</b>
⑤	(アセスメントを受けるために移行支援事業所を利用)	—
⑥	<b>【就労移行支援事業所】又は【就業・生活支援センター】</b> ○2次アセスメントを実施し、アセスメント実施報告書を作成し、返却 ・様式3-1又は3-2 2次アセスメント実施報告書 ・様式1-2 アセスメントシート（一般用） ※アセスメントを受けるための利用であっても、暫定支給決定を行い、報酬対象となることから利用者の受け入れに際しては契約を結び、個別支援計画を立てたうえでアセスメントを実施していただきますようお願いいたします。	<b>【指定特定相談支援事業所】</b> 又は <b>【就労B型事業所】</b>
⑦	<b>【利用者・保護者】</b> ○就労継続支援B型事業の利用申請 ・通常の申請書類 ・様式3-1又は3-2 2次アセスメント実施報告書の写し ・様式1-2 アセスメントシートの写し	<b>【福祉事務所】</b> 又は <b>【保健センター】</b>
⑧	(福祉事務所・保健センターでの事務内容であるため省略)	—

(参考)

障害の種類	申請先
身体障害のある方，身体障害者手帳をお持ちの難病患者等，知的障害のある方	福祉事務所 支援課・支援保護課
精神障害のある方，身体障害者手帳をお持ちでない難病患者等	保健センター 健康づくり推進課（室）

## 8 就労移行支援事業所一覧

(平成27年2月1日時点)

	指定事業所				サービスの対象				定員
	事業所名	郵便番号	所在地	電話番号	身体	知的	精神	難病	
1	FSTモニー	603-8302	北区紫野花ノ坊町11	075-462-4467	○				10
2	一般社団法人京都手をつなぐ育成会 自立センター竹屋町工房	602-8143	上京区竹屋町猪熊東入仲之町519 京都社会福祉会館1階	075-812-1700		○			20
3	就労移行支援事業所 ジョブサポート 実 (みのり)	602-8155	上京区千本通二条下る東入主税町827番地 スガオビル1階	075-201-6971		○			6
4	就労移行支援事業 花水木	606-0846	左京区下鴨北野々上町26番地 北山ふれあいセンター内	075-702-1205		○			10
5	京都市飛鳥井学園 (飛鳥井ワークセンター)	606-8226	左京区田中飛鳥井町40	075-722-5991		○			6
6	医療法人三幸会就労支援センター・ ヒューマンプラス	606-0017	左京区岩倉上蔵町158番地	075-721-1570			○		20
7	テnderハウス	606-8364	左京区新柳馬場仁王門下ル菊鉢町316	075-752-4636		○			10
8	!-factory shinmachi works	604-8206	中京区新町三条上ル町頭町108	075-201-6860		○	○		20
9	京都市朱雀工房	604-8845	中京区壬生東高田町1-15	075-314-0835			○		10
10	かしの木学園	604-8442	中京区西ノ京桑原町8	075-802-2721		○			6
11	京都市西ノ京障害者授産所(青空工房)	604-8437	中京区西ノ京東中合町2	075-841-8338	○				6
12	株式会社u&n 障害者就職支援センター	604-8223	中京区新町通錦小路下ル小結棚町444番地 ニッセン 四条新町ビル4階	075-682-2479	○	○	○	○	20
13	就労支援センターそらいろ	604-8805	中京区壬生馬場町11番地5	075-841-5111			○		20
14	なごみ苑京都	604-8235	中京区堀川通錦小路下ル錦堀川町659 京都松田ビル 4階	075-746-6050	○	○	○	○	20
15	働き教育センター京都	600-8824	下京区二人司町3番地の2	075-344-3900		○	○		10
16	スパシアム京都 就労支援センターししん	600-8490	下京区四条大宮東入る立中町502 四条ファーストビル 4階	075-811-8056	○	○	○		20
17	エンカレッジ京都	600-8218	下京区七条新町東入ル西境町148 サザン京都駅前ビル 7F	075-746-6688		○	○		20
18	西寺育成苑	601-8469	南区唐橋平坦町64-3	075-693-3300		○			15

	指定事業所				サービスの対象				定員
	事業所名	郵便番号	所在地	電話番号	身体	知的	精神	難病	
19	LAGOON	601-8133	南区上鳥羽薬田23	075-661-2911	○	○	○		10
20	えすべらんと・α	601-8390	南区吉祥院流作町42-2-2	075-325-5646		○	○		10
21	タイム・ワークサポートセンター	616-8374	右京区嵯峨天龍寺北造路町5-3	075-862-0777	○	○	○		15
22	パッションネ	616-8382	右京区嵯峨天龍寺角倉町7-13	075-366-6877	○			○	7
23	京都市桂授産園	615-8301	西京区桂徳大寺北町81	075-393-2044		○			20
24	就労支援事業所たんぼぼハウス	610-1143	西京区大原野東境谷町二丁目5-9 洛西センタービル	075-333-5802	○	○	○		6
25	京都いたはし学園	612-8337	伏見区西大黒町1035-23	075-605-4800		○			10
26	京都ふれあい工房	612-8083	伏見区京町6丁目61	075-611-2511			○		6
27	Peace-full Link (ピースフルリンク)	612-8423	伏見区竹田内畑町269番地2	075-642-6322	○	○	○		15
28	京都市だいが学園	601-1344	伏見区醍醐辰巳町15	075-571-7216		○			8

※事業種別、定員等は変更となる可能性がございますので、最新の情報を御確認ください。

※事業所の情報は京都市障害者就労支援推進会議「はたらきまひよ」のホームページでも御確認いただけますので御活用ください。

<http://www.hatarakimahyo.jp/modules/list/index.php#group1>

## 9 お問合わせ先等

### ○制度全般のお問合わせ先

京都市保健福祉局障害保健福祉推進室 施設福祉担当  
〒604-8571  
京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488  
電話：075-222-4161

### ○書類の郵送先（2次アセスメント関連）

京都障害者就業・生活センター  
〒606-0846  
京都市左京区下鴨北野々神町26番地 北山ふれあいセンター内  
電話：075-702-3725 ※郵送前に電話連絡をお願いします。